



～量的緩和政策とゼロ金利解除に伴う企業が負担する金利～ 後編

金利 特別損失としての金利

この範疇の金利が最も重要です。“特別損失としての金利”とは、金融機関としての貸倒損失を指します。従来、金融機関の考え方は、貸し倒れは発生しないものという考え方にのみ基づいていました。つまり、貸出金というものは100%回収できるのか、0%なのか、のいずれかで判断をしていました。100%と0%の間が存在しなかったのです。ところが、信用リスクの計量化というプロセスの中で、倒産確率というものがかなりの精度で計算される



ようになったのです。これによって、正しく倒産確率が算出されますと、企業毎に倒産確率が算出されることとなります。例えば、行本会計事務所の倒産確率(デフォルト率)は2%である、と言うように。

これが、いわゆる企業格付けです。企業格付けとは、企業ごとの倒産確率の算出なのです。企業格付けは、正常先、要注意先、管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に分類されます。一般的に信用リスクの軽量化によって算出された倒産確率は、正常先は0.1~0.2%、要注意

先は0.2~4.0%、管理先は15.0%~30.0%、破綻懸念先は55.0%~75.0%、実質破綻先と破綻先は100%となっています。したがって、管理先・破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対して貸し出しを継続することは困難となります。理由は、これほど高いリスクに対応することはできないからです。

しかしながら、正常先や要注意先の中でも0.1~4%の倒産確率があります。つまり、金融機関が通常の取り引きを継続できる場合でも、これほどのリスクの差があるということなのです。しかも、このリスクこそ通常の金利に上乘せが求められるものです。これは、平均的に発生する貸し倒れに対して、金融機関にとってコストの負担を求めるからです。

金利 企業が負担する金利

企業が負担する金利は 仕入原価としての金利と 販売費及び一般管理費としての金利と 特別損失としての金利の3種類のもので加算されます。現在は、これが はゼロに近い状態で、 は2%前後で、 はまだ十分対応しきれていなくて1%程度で、結局3%前後になっていると思います。

これに対して、今後 はゼロ金利解除後3%程度に、 は経費削減努力もあって2%を切る状態に、 は中小企業であれば2~3%になる可能性が強いと思います。 が2~3%である理由は、中小企業は私どもの経験では企業格付けはそれほど高くありません。一部の優良な企業

を除いては、ほとんどの中小企業はこの程度に位置します。

金融機関にとっては は仕入原価です。 は必要経費です。 は倒産確率です。いずれも、除外して考えることはできません。したがって、金融機関が要望する金利は、 + + とならざるを得ません。この合計の金利水準は、7%程度となります。現在の金利水準と比較して高いと感じるかもしれませんが、私はこの程度になることを想定していたほうが懸命だと思わざるを得ないので

です。それならば、現在はどのような対応なのかというと、中途半端といわざるを得ません。金融機関が倒産確率に該当するほどの金利を取りきれているとはいえません。しかしながら、行政による強力な圧力もあって、

企業格付けに基づく倒産確率に匹敵する金利を要求するようになると思うのです。



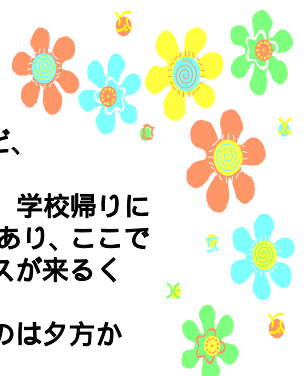
自社の借入金を念頭に置いて、金利1%アップの影響を考えてみてください。1億円の借入金に対してのそれは100万円です。この数値を基礎に数年後の金利負担の金額は容易に計算できます。はたして、貴社の財務体質はこれに対応できるでしょうか。一度真剣に考えて見ましょう。

職員コラム Vol.10 中藤(防府支店) 『門司港レトロ』



これは、門司港レトロから見える夕焼けです。私の実家は門司港レトロの近くにあり、実家に帰ったときは暇さえあればこの海岸に行って空と海を見ています。私の一番好きな場所です。海岸近くには、外国人のウェ이터さんがいる喫茶店など、いい雰囲気のお店が並んでいます。

10年くらい前は、まだここが整備されたばかりで観光客も少なく、学校帰りによく行っていました。ちょうど海がきれいに見える場所にベンチがあり、ここでポーっとしたり、みんなで花火をしたりしていました。今は観光バスが来るくらい人が多くてちょっと難しいですが・・・。観光客の方々はよく昼間に来られていますが、ここが一番きれいなのは夕方から夜なので、その時間にぜひ一度足を運んでみてはいかがでしょうか？



予実監査のご案内

**「偶然」とはたまたま起こったこと。
「必然」とは予期していたことが起こること。**

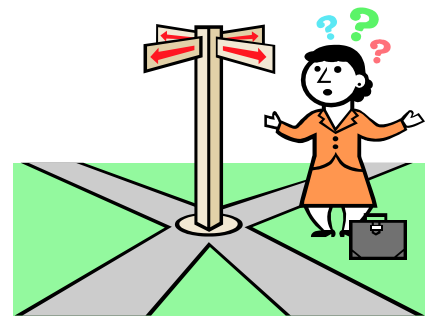
この両者は結果が同じでも天と地の差があります。
利益が出ても偶然の所産であれば特筆することはありませんが、
事前に期待したことが期待したプロセスどおりに進んだ結果であれば、
それは大変すばらしいことです。
なぜならば、そのこと自体が次の成功のチャンスを内在しているからです！

安定した経営を行うためには、経営計画の作成とそれをチェックし軌道修正するモニタリング機能、そして次のステップへ進むためのアクションプラン作成が不可欠と考えます。

そこで「予実監査」では、単年度経営計画で立案した計画が予定通り実行されているかを「予算実績管理システム」で管理していきます。精度の高い経営計画（予算）と月次で作成される試算表（実績）を対比することにより、御社の問題点、改善点を抽出することを目的としています。

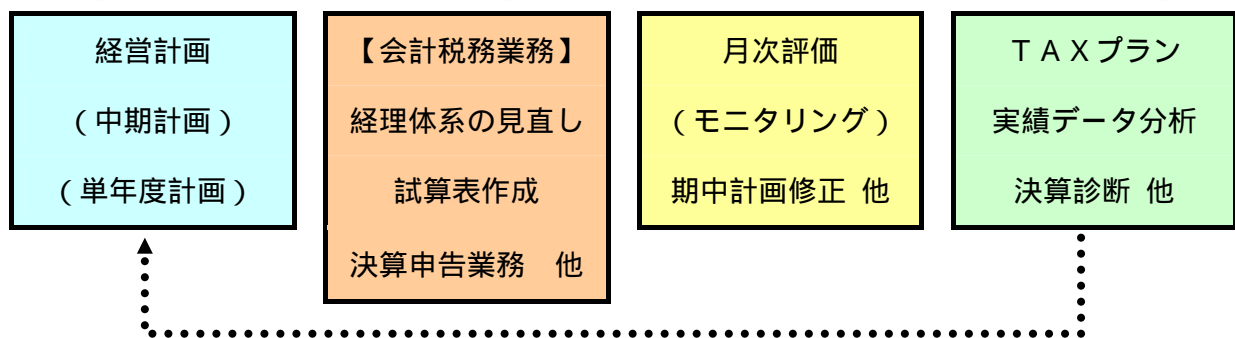
通常の会計は“過去”を中心とした計算（集計）ですが、この予実監査では先見経営を重視した“未来会計”を理念としております。

将来を予測することにより、安心して経営に専念できる仕組み作りをサポート致します。



先見経営のための経営サイクル（Plan - Do - Check - Action）

《 Plan 》 ●●●●●▶ 《 Do 》 ●●●●●▶ 《 Check 》 ●●●●●▶ 《 Action 》



【予実監査実施企業の改善事例】

- 事例1 月次試算表の精度が向上し、部署別管理、分類別原価率管理が徹底されるようになった。
- 事例2 予実監査の報告会を毎月行うことで、各担当責任者の計数感覚が高いレベルで身についた。
- 事例3 予実対比を行う中で、決算まで残り3ヶ月、2ヶ月、1ヶ月と実績を乗せていくことで精緻な決算予測が可能となり、多額の節税対策を事前に打つことができた。
- 事例4 将来のキャッシュフローが予測されているため、金融機関から設備資金の調達がスムーズに行えた。

知って得する! 知らなきゃ損する!! 中小企業税制のススメ

交際費課税の範囲が変わりました!!
◆シリーズ第3回◆交際費課税の範囲の明確化～



交際費を支出した場合、中小企業者にはどのような特例がありますか？



交際費は原則として損金算入ができませんが、資本金が1億円以下の法人については「年400万円までの支出額の90%まで」の損金算入が認められています。

適用期間は平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

また、資本金額に関わらず全ての企業で、交際費課税の対象となる交際費等の範囲から、1人あたり5,000円以下の一定の飲食費が除外されます。この飲食費には、役職員の間の飲食費は対象外となります。

一言アドバイス

「損金不算入となる交際費等の範囲」から「1人あたり5,000円以下の一定の飲食費」が除かれます。そのためには財務省令で定める書類（飲食等のあった年月日、参加者、金額、飲食店名等を記載）を保存しておく必要があります。

ご不明な点、ご質問等ございましたらお気軽に下記 防府支店 小野までご連絡ください。

拠点紹介



【山口本部】

山口市矢原642-26
TEL 083-925-1383
FAX 083-925-1349



【広島支店】

広島市中区大手町5-16-1
たかのばしハイツ2F
TEL 082-545-2320
FAX 082-545-2307



【福岡支店】

福岡市博多区博多駅東
2-18-30-501号
TEL 092-431-6650
FAX 092-431-6621



【防府支店】

防府市佐波1-13-1
TEL 0835-27-2700
FAX 0835-22-1166



【萩支店】

萩市大字椿2760-6
TEL 0838-24-0086
FAX 0838-24-0087

・・・中国、九州地区5市に拠点を置き
活動しています・・・

お名前、ご住所などの情報は、セミナーなどのご案内や弊社事務所通信のお届けなど、当社の営業活動に限り使用させていただきます。今後ご案内等が不要の場合は、大変恐れ入りますが下記に御社名を記入後、右下の欄に✓を入れ、この紙を折り目に沿って半分に切ってFAXでご返信ください。

御社名

FAX : 0835-22-1166 行本会計事務所 防府支店 今後案内等は不要ですので受け取りを拒否します